

1. 件名：「玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更（緊急時対策棟））に関する面談」

2. 日時：令和5年10月11日（水）10時10分～10時15分

3. 場所：原子力規制庁 8階北会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、佐藤審査チーム員

九州電力株式会社： 担当1名

5. 要旨

（1）九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更（緊急時対策棟））について資料の提出があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、資料の内容について確認する旨を伝えた。

（3）九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 資料1 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画変更認可申請に係る確認事項
- ・ 資料2 玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料【火災感知器追設工事（緊急時対策棟）】
- ・ 資料3 玄海原子力発電所第3号機及び4号機 緊急時対策棟 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画変更認可申請の概要について

以上